

(介護予防) 福祉用具貸与サービス重要事項説明書

様に対する福祉用具貸与サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第216条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名 株式会社 Plus-one
所在地 静岡県静岡市葵区瀬名7丁目33-20-1
代表者名 代表取締役 望月 康浩
電話番号 054-368-4301

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称 介護ショップ プラスワンケアサービス
指 定 番 号 2274207295
所 在 地 静岡県静岡市清水区楠510-1 マノワールA102号
開 設 年 月 日 平成26年7月1日
電 話 番 号 054-368-4301
管 理 者 の 氏 名 望月 康浩
サービス提供地域 静岡市 焼津市 藤枝市 富士市 富士宮市

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

利用者が有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る為にします。

運営の方針

家庭で自立できるように援助し、介護される方の負担を軽減できるようにします。

4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種、員数、勤務の体制

福祉用具専門相談員 2人以上（常勤2名以上）
資 格 者 名 望月 康浩、望月 世亜（非常勤）、小西 有希子（非常勤）
管 理 者 1人（常勤1名）
資 格 者 名 望月 康浩、望月 世亜、小西 有希子

5. 営業時間

営 業 日 月曜日～金曜日

営業時間 9：00～18：00

注）土曜、日曜、祝祭日を休業とするほか、夏季（8/13～8/15）、年末年始休暇（12/29～1/3）も休業します。

※利用者の状況によりこの限りではありません。

6. 利用料

別紙のとおり

用具の変更または追加用具などについては改めて別紙を差し換えます。

利用料

利用開始が開始月の15日以前の場合	1ヶ月分の利用料の全額
利用開始が開始月の16日以降の場合	1ヶ月分の利用料の半額
利用終了日が終了月の15日以前の場合	1ヶ月分の利用料の半額
利用終了日が終了月の16日以降の場合	1ヶ月分の利用料の全額
利用開始日と終了日が同月の場合	1ヶ月分の利用料の全額

1) 利用者負担金

介護保健 1 か月利用 負担金 1割・2割・3割（各利用者負担割合による）

利用料のお支払方法

- ・（口座引き落とし） 利用翌月の27日（金融機関休行日の場合は翌営業日）

※契約開始月と翌月と一緒に翌月の27日にご指定の金融機関の口座から引き落としをさせていただきます。

※利用負担金が口座引き落としでない場合は、翌月下旬に集金に伺います。

- ・（銀行振込）利用翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）までに

しずおか焼津信用金庫 本店営業部 普通1060777

株式会社プラスワン 代表取締役 望月康浩

にお振込みください。

- ・現金払い 利用翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）までに現金でお支払い下さい

2) 介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業所別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

3) 介護保険適用の場合でも、保険料滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります、ご利用者様は1か月につき利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

4) ただし、利用者が本契約期間中、福祉用具を破損または紛失したとき、その費用を負担しなければならない場合があります。

7. 交通費

事業所の実施地域にお住まいの方は無料です。

※通常の実施地域を超えた地点から1キロメートル当たり15円を負担していただきます。

8. 運搬費

福祉用具の搬入に特別な費用がかかった場合は、実費が必要になります。

9. その他の費用

その他、福祉用具の使用に伴い必要な居宅の水道、ガス、電気、電話などの費用は、お客様の負担となります。

10. 相談窓口、苦情相談窓口、事故対応、緊急対応

(1) サービスに関する相談や苦情、事故、故障などの緊急時については、次の窓口で対応します。

お客様相談窓口

平日 午前9時00分～午後18時00分

住所 静岡県静岡市清水区楠510-1 マノワールA102号

電話 054-368-4301

その他 区町村の相談・苦情窓口等

静岡市介護保険課

住所 静岡市葵区追手町5-1

電話 054-221-1202

静岡県健康保険団体連合会（苦情相談窓口）

住所 静岡市葵区春日2丁目4番34号

電話 054-253-5590

(2) 苦情処理体制＊管理者で対応できる場合は、苦情処理改善委員会へは事故後報告となります。

(3) 居宅介護事業所へ連絡いたします。

11. 虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

(3) その他虐待防止のために必要な措置。

(4) 虐待防止に関する責任者を選定。

虐待防止に関する責任者	代表取締役 望月 康浩
-------------	-------------

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 2. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った訓練を実施します。

1 3. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延の防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染症対策委員会の開催。
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備。
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施。
- (4) 感染対策に関する責任者を選定。

感染対策に関する責任者	代表取締役 望月 康浩
-------------	-------------

1 4. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、心身的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- （１） 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- （２） 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供

2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3. 使用する期間

契約で定める期間

4. 条件

- （１） 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- （２） 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

上記の福祉用具契約、重要事項の説明、個人情報使用の同意の成立を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業所が署名押印の上、１通ずつを保有するものとします。

契約締結日 令和 8年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 株式会社 Plus-one (事業所番号2274207295
<住所> 静岡県静岡市清水区楠510-1 マノワールA102号
<代表者名> 代表取締役 望月 康浩

利用者

<住所> _____

<氏名> _____

保証人

<住所> _____

<氏名> _____

<続柄> _____

